

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、同日からC会社が運営するD店（以下「事業場」という。）に派遣され、ホールスタッフとして就労していた。
- 2 請求人によると、平成〇年〇月〇日、事業場内の巡回業務中に左足中指の付け根に痛みを覚え、同月〇日には足が地面につけられなくなるほど痛くなったという。請求人は、同月〇日、E病院に受診し「左第三中足骨疲労骨折」（以下「本件傷病」という。）と診断された。
- 3 本件は、請求人が、療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人に発症した本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人の本件傷病と業務との因果関係について、F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「一般的な疲労骨折の機序とは違っているので、就業との因果関係は、初診時から現在までも不明」と述べているが、G医師は、同年〇月〇日労働基準監督署受付の意見書において、「勤務開始より〇日間という短期間で発症していること、また、過度なストレスが加わっていたということもないことから、疲労骨折と就労との因果関係はないと考えるのが妥当と思われる。革靴についても中敷きを入れ、適切な大きさであったことより疲労骨折発症の要因になるとは考えられない。」と述べ、因果関係を否定している。

この点、請求人が本件傷病発症前に従事していた業務についてしてみると、請求人は会社に雇用される前の他の会社での作業では足に負担がかかることはなかった旨述べるとともに、本件傷病発症前に転倒など災害性の出来事はなかった旨述べている。また、請求人は事業場において革靴を履いた状態で長時間歩いたり走ったりしたことが原因である旨主張しているが、決定書理由に説示するとおり、請求人が履いていた革靴に特段の問題は認められず、請求人が事業場において業務に従事していたのは〇日間と短期間であり、また、立ち作業や小走りの作業等の程度も多いものとは認められないところであり、本件傷病発症前に請求人が本件傷病の原因となるような足に負担のかかる作業に従事していたものとは認められない。

したがって、当審査会としても、請求人の本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないものと判断する。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。